

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長選考・監察会議（令和6年度第2回）議事要旨

- 1 日 時 令和6年11月21日（木）15：00～16：45
- 2 開催方法 オンライン
※奈良会場を設置
（奈良会場）奈良先端科学技術大学院大学 事務局3階 会議室
- 3 出席者 浅見、後藤、長谷川、板東、藤沢、小谷、廣田、安本、別所、種池の各委員
出席監事 春本監事、柴田監事
陪席者 元平管理部長、蜂谷企画総務課長
- 4 配付資料
資料1 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
令和6年度学長選考・監察会議委員一覧
資料2 議長の選出及び議長代行の指名について
資料3 学長選考・監察会議（令和6年度第1回）議事要旨（案）
資料4 学長の任期について
参考資料1 各国立大学法人の長の任期（令和6年9月時点）
参考資料2 学長の任期に関する法律・学内規程
参考資料3 引き続きの任期に関する上限が7年以上ある大学の例
参考資料4 引き続きの任期に関する上限が無い大学の例
参考資料5 学長の任期に関する委員からのこれまでの主な意見

5 議 事

（1）令和6年度学長選考・監察会議委員について

板東議長代行及び事務局から、資料1に基づき、経営協議会（令和6年度第1回）により新たに選出された長谷川委員の紹介を行った。

（2）議長の選出について

事務局から、資料2に基づき、本会議の議長の選出について説明が行われた後、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議規程第4条第1項の規定に基づき、委員の互選を行った。互選では、学内委員から、従前のように学外有識者の委員からの選出が望ましいこと、また、本会議の委員を長く務めており、これまでの議論の状況をよく把握しているなどの点から、議長代行の板東委員を議長に推薦したいとの発言があり、審議の結果、板東委員を議長に選出した。

(3) 議長代行の指名について

事務局から、本会議の議長代行の選出について説明が行われた後、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議規程第4条第3項の規定に基づき、板東議長が後藤委員を議長代行に指名し、承諾された。

(4) 前回議事要旨の確認について

板東議長から、資料3の学長選考・監察会議（令和6年度第1回）の議事要旨（案）について、委員による確認が済んでいることの説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(5) 学長の任期について

板東議長から、資料4及び参考資料1から5に基づき、学長の任期を検討する際の留意点、現行の課題、他大学における学長の任期の設定等について説明があり、本学の学長の任期について議論を行った。

学長の任期に関する現在の制度を変更する場合の具体案が各委員より示されたが、合意には至らなかったため、今回の議論を整理したうえで、次回の学長選考・監察会議において改めて検討することとした。

【主な意見】

- ・学長の任期の問題は、「任期（現在の規定では当初4年、再任後2年）」「引き続きの在任期間上限（現在の規定では6年）」「再任時の選考方法（現在の規定では現職の学長のみを対象に再任審査を実施し、他の候補者を含めた選考や学内者による信任投票等は実施しない）」の3つに分けられるが、それぞれを単独で議論することは難しく、複合的に検討する必要がある。
- ・奈良先端大の学長の任期に関する現在の制度は、中期目標・中期計画の策定に学長の意思を反映させることを念頭に置いて設計されているが、必ずしもこれを踏襲する必要は無いのではないか。
- ・中期目標期間と任期とを連動させるのは困難である。
- ・計画を策定する能力に長けている学長もいれば、既に動いている計画をうまく着地させる能力に長けている学長もいる。そのため、中期目標期間の途中から就任し、策定された中期計画を遂行した段階で退任する、という前提で制度設計を行ってもよいのではないか。また、このように制度設計を行ったとしても、任期のサイクルが回っていく中で、いずれ中期目標・中期計画の策定に携わることもある。
- ・新任時の学長の任期は現行の4年を維持することが妥当であり、この期間を長くするべきではないと考える。
- ・学長に就任して最初の1年は、業務の全体像を把握すること、自身が構築した運営体制が当初のイメージ通りに機能しているかどうかの確認等に時間を割くことになり、また、引き続き学長を務める意思がある場合は、任期の最終年に次期学長の選考に向けた準備をする必要があるため、当初の任期、再任後の任期ともに短すぎる設定は避けるべきと考える。

- ・任期の最終年度はこれまでの成果を総括したり、次期学長へ業務の引継ぎを行ったりすることに業務が圧迫され、ビジョンの実現に充てられる実働期間が短くなる点を踏まえると、再任後の任期は現行の2年から3年に延ばすべきではないか。例えば、当初の任期4年に加えて任期3年の再任を二度まで可とし、在任期間の上限を10年とする案が考えられる。
- ・国立大学法人法の規定上は在任期間の上限を廃止することも可能であるが、現在の6年という上限を変更する場合、延ばしたものを縮めるということは困難であるため、慎重に議論すべきである。
- ・在任期間の上限を廃止し、同一の学長が何度でも再任可能としている大学もあるが、在任期間があまりにも長期となった場合、組織の活性が失われること、学長が変わった際の運営が困難となってしまうことなどのリスクが伴うため、在任期間については少なくとも上限を設けるべきである。
- ・他の国立大学法人では、在任期間の上限を10年以上としている例がほとんどなく、上限の長さについてはその観点からも妥当性を考慮する必要があるのではないか。
- ・学外から学長候補者を獲得するという視点で考えた場合、日本の国立大学の学長に対する報酬は、海外の大学と比較して高いとは言えない点を踏まえると、最長で6年という現在の在任期間の上限は延長すべきと考える。
- ・現行の制度に基づいて実施した今年度の再任審査は、再任の意思を示した塩崎学長に対して、学長選考・監察会議が審査を行うという閉じた形式であったが、学長の再任について学内者の意見を聴取し、当会議においてそれを参酌するという機会が無かったため、例えば、他の候補者を含めて選考を実施する、あるいは現学長の再任審査に当たって、いわゆるパブリックコメントの要素を取り入れるなど、開かれた形式で実施する必要があると考える。
- ・現在の枠組み（当初の任期4年・再任時の任期2年）を維持したまま在任期間の上限を延長するのであれば、二度目の再任の段階では、他の候補者を含めた通常の学長選考を行うべきと考える。この場合、当該選考で現職の学長が選出された場合は2年、新たな学長が選出された場合は4年とし、選考後の任期の長さを場合によって分けてはどうか。
- ・二度目の再任時に他の候補者を含めて通常の学長選考を行うのであれば、現職の学長が選出された場合と新たな学長が選出された場合で任期に差を設ける必要はなく、ともに4年として問題ないと考える。
- ・二度目の再任時に他の候補者を含めて通常の学長選考を行うのであれば、現在の枠組み（当初の任期4年＋再任時の任期2年）を二度繰り返し、在任期間の上限を12年としてよいのではないか。他の候補者と同じ条件で選考を受ける以上、現職の学長が再び選出された際の任期は、別の候補者が新たに学長として選出された場合と同じ長さであることに問題は無いと考える。
- ・二度目の再任時に他の候補者を含めて通常の学長選考を行うことは、より公平性、透明性が向上してよいと思うが、一方で再任審査後の任期が2年だと、選考の準備等で実質的に1年程度しか活動できないという状況になるため、現職の学長にとって、このことが選考を受けることを諦める動機になってしまうのではないかという点は懸

念される。

- 他の候補者を含めて選考を行うことが方法としてより望ましいが、選考を行うにあたって、現職の学長以外に候補者が推薦されないというのは、現職の学長が信任されている証左であると理解することもできるのではないか。
- 在任期間が偶数だと将来的に中期目標期間開始のタイミングと重なる可能性が高いが、奇数の場合は難しいため、避けたほうがよい。
- 中期目標期間と学長の任期のサイクルをなるべく同期させるという点を踏まえると、新任の任期4年に加えて任期2年の再任を二度まで可とし、在任期間の上限を8年とするのがよいと考える。
- 在任期間の上限を8年とすることでもよいと思うが、再任に当たっての選考方法については、現職以外にも開かれた形式で実施されるべきである。
- 学長が再任の意思を示したとしても、学長選考・監察会議が不適合と判断した場合は再任が認められないため、在任期間の上限自体は10年に設定するという選択肢も十分に取り得ると考える。
- 組織の長を務める期間として、10年あるいは12年というのは長すぎであり、在任期間の上限を延ばすとしても8年が妥当な長さであると考えます。
- 在任期間の上限は、あくまで再任によって引き続き在任することが可能な上限であり、任期自体は国立大学法人法の規定により2年から6年であることに留意する必要がある。
- 学内から候補者を見つけるのは容易なことではないため、引き続き在任することが可能な上限を10年程度にしておくほうが安心である。

以上